

幌北第3町内会 2026年度活動予定表(案)

幌北第3町内会				幌北連合町内会
	町内会単独活動・事業	北13条 いこい公園	連町・札幌市連携活動・事業	幌北地区社会福祉協議会
4月	回覧		春の全国交通安全運動(4/6~ 春の清掃運動~4/6)	連町役員会(毎月第1月曜)
	第3町内会定例役員会>4/8		↑	福まち運営委員会(毎月第1木曜)
	第3町内会定例総会>4/11		春の全国交通安全運動~4/15	すこやか倶楽部(毎月第1金曜)
	総会4/22		↓	子育てサロン(毎週火曜)
5月	回覧	合同清掃	春の火災予防運動(4/20~30)	福祉相談(毎週木曜)
	第3町内会定例役員会(予定5/)	5/9予定		幌北地区社協定例総会>4/16
	歩道植樹祭の花植え活動(5/17)	5/23予定	春の清掃運動~5/11	連町役員会(総会前)5/1
				福まち運営委員会(毎月第1木曜)
6月	第3町内会定例役員会(6/)	第1町内会担当		(幌北会館運営委員会総会)>4/23
	回覧	6/13予定		幌北連町定例総会>5/11
	みんなで茶話会?	6/27予定		
7月	第3町内会定例役員会(7/)	第2町内会担当	夏の清掃運動(7/6~	6/28ネオロス夏祭り
	回覧		↑	連町役員会(毎月第1月曜)
	7/ 予定		夏の交通安全運動(7/13~	福まち運営委員会(毎月第1木曜)
	ラジオ体操(7/26~	7/ 予定	↓	
8月	第3町内会定例役員会(8/)	合同清掃	夏の交通安全運動~7/22)	
	回覧		夏の清掃運動~7/25)	
	みんなで茶話会?			
	七夕祭り?	8/ 予定		
9月	子供盆踊り(D4C主催)			
	ラジオ体操~8/25)	8/ 予定		
	第3町内会定例役員会(9/)	第3町内会担当		
	回覧			
10月	敬老のお祝い	9/ 予定	秋の交通安全運動(9/21~	連町役員会(毎月第1月曜)
	秋のレクレーション9/26予定	9/ 予定	↑	福まち運営委員会(毎月第1木曜)
	第3町内会定例役員会(10/)	ひろっぱクラブ担当	秋の交通安全運動~9/30)	
	回覧			
11月	みんなで茶話会?	10/ 予定	秋の火災予防運動(10/15~31)	
			↓	
		10/ 予定	秋の清掃運動~10/19)	
12月	第3町内会定例役員会(11/)	合同清掃		
	回覧			
	11/ 予定		冬の交通安全運動(11/13~	
	11/ 予定		↑	
2026	回覧		冬の交通安全運動~11/22)	
1月	第3町内会定例役員会			連町役員会(毎月第1月曜)
	回覧			福まち運営委員会(毎月第1木曜)
	新年会?			新年交礼会
	回覧			
2月	第3町内会定例役員会			
	回覧			
3月	第3町内会定例役員会			連町役員会(毎月第1月曜)
	回覧			福まち運営委員会(毎月第1木曜)
				すこやか倶楽部(毎月第1金曜)
				子育てサロン(毎週火曜)
				福祉相談(毎週木曜)

※1. みんなで茶話会を年3回程度?

幌北第3町内会 会則

- 第1条 本会は幌北第3町内会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会は幌北第3町内（札幌市北区北14条西1丁目より西5丁目まで）に居住及び事業する者を以て組織する。
- 第3条 本会は、会員相互の融和親睦を図り相協力して町内社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため下記の部を置き、それぞれの事業を行う。
- 1 総務部 庶務、会議、広報活動、運営全般。
 - 2 会計部 町内会の会計事務。
 - 3 福祉厚生部 慶弔、敬老、健康、社会教育及び子育て支援並びに高齢者福祉等、社会福祉全般。
 - 4 環境衛生部 衛生思想の啓蒙、環境美化。
 - 5 防災防犯部 防災、防犯の推進。
 - 6 交通安全部 交通安全の思想啓蒙、並びに交通安全運動全般。
 - 7 女性部 女性相互の親睦、交流、教養等
 - ~~8 街灯部 街灯の整備、保守管理。 ※削除~~
 - 8 > 9 青少年部 青少年の健全育成。 **※項数変更**
 - 9 > 10 共同住宅部 共同住宅居住者との連携交流及び渉外協働活動。 **※項数変更**
 - 10 > 11 学生部 学生との連携交流、及び渉外協働活動。 **※項数変更**
- 第5条 この会に下記の役員を置き、任期を2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により就任する役員の任期は前任者の残任期間とする。
(2009年度を選任基準年度とする。)
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 部長 11名
 4. 副部長 若干名
 5. 監査 2名 **(町内会の外部者の就任を可能とする) ※追記**
 6. 班長 若干名 **(※班長の任期は1年とします。)**
- 第6条 会長、副会長、部長、副部長、監査は総会において選任する。
班長は各班及び共同住宅から2名の代議員を選出し、其の内の1名は町内会班長とする。
- 第7条 会長は、会務を総理し、副会長は会長をたすけ、会長に事故ある時は之を代理し、各部との連絡協調に当る。部長は、所属部の業務を担当し各班長と協力運営に当る。
- 第8条 本会は役員会の決議により、顧問及び参与を置く事が出来る。
- 第9条 本会の会議は下記のとおりとし会長がこれを招集する。
総会、臨時総会、役員会。
- 第10条 総会は毎年会計年度終了後30日以内に開催し、前年度の事業状況を報告し、決算の承認を求め、新年度の事業計画、予算の審議をなすものとする。但し、総会は代議員をもって組織する。
- 第11条 臨時総会は会長が必要と認めた時、又は代議員2分の1以上からの要求があった時招集する。
- 第12条 役員会は、年6回開催し、会務運営上の事項を協議する。但し必要に応じ、その都度、開催できるものとする。
- 第13条 会議の議長は、原則として会長がこれに当り、特殊の場合出席者の総意により選出することが出来る。採決に当り賛否同数のときは議長がこれを決する。